

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月頃は、A会社が元請けであり、同年〇月以降は、同社の子会社であるB会社（以下「会社」という。）が元請である林業現場において、伐倒、作業道作り等の作業を行っていた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、会社責任者の指示の下、重機の運転をしていたところ、重機のキャタピラが外れたため、これを直そうとしてはめ込み作業をしていたとき、使用していた鉄の棒が滑り、右手示指を挟まれ受傷した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、同日、C病院に受診し「右示指指尖部損傷、右示指末節骨々折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件災害による本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労災保険法は、労働者について定義規定を置いていないが、同法制定の経緯等からみて、同法にいう労働者とは労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条にいう労働者と同義であると解される。

労働者性に係る判断の基準については、昭和60年に労働基準法研究会が、仕事の依頼・業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無、業務遂行上の指揮監督の有無（業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無、拘束性の有無、代替性の有無）、報酬の労務対償性の有無などの「使用従属性」に関する判断基準と「労働者性の判断を補強する要素」を総合的に判断して決定する旨の基準を示しているところであるが、当審査会としても、その考え方は労働者性を判断するに当たって妥当であると考えることから、これらの基準に照らし、就労実態等に基づき請求人の労働者性について検討する。

ア 請求人とA会社らとの関係について

(ア) 本件災害に至る経緯

請求人は、決定書理由に説示のとおり、D県内で、平成〇年頃からE社の事業主として、立木の伐採等を行っていたが、その後、F県でA会社らを紹介されて林業の仕事をしており、また、本件災害が発生した後、平成〇年〇月〇日に請求人の妻を代表取締役として、G会社を設立したことが認められる。

(イ) 請求人とA会社らとの契約等

請求人及び請求人の妻HとA会社らとの間には、決定書理由に説示のとおり、書面による契約は確認されていない。また、請求人は、F県に来てからは、事業を行っていない旨主張するが、会社宛の請求書の請求人名は、「I社 H」と記載されており、会社代表取締役は、請求人は労働者ではなく外注である旨述べている。

イ 労働者性について

(ア) 使用従属性について

a 指揮監督下の労働について

請求人らは、現場作業において、A会社らの指揮監督下にあったとして、労働者性を認めるよう主張するが、(a) 仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の事由の有無、(b) 業務遂行上の指揮監督の有無、(c) 拘束性の有無及び(d) 代替性の有無に関しては、決定書理由に説示のとおりであるところ、山林における現場作業の性質上、作業従事者が現場責任者からの指示等に従い、一定程度の制約を受けることは当然あり得ることであり、そのことをもって、直ちに、請求人が労働者としてA会社らの指揮監督下にあったものと認めることはできない。

b 報酬の労務対償性について

請求人らは、会社からの指示に従って、会社に請求書を提出していただけである旨主張するが、決定書理由に説示のとおり、会社は、請求人から提出された請求書に基づき、請求人の口座に消費税等を含めて全額を振り込んでおり、G会社従業員J及び関係者Kの申述によると、その後、請求人は一定金額を差し引いた上で、JとKに給与明細と給与を手渡していたことが確認できる。当該事実を踏まえると、上記主張は、請求人の使用従属性を補強する要素とは認められない。

(イ) 労働者性の判断を補強する要素について

a 事業者性の有無

作業日報及び請求書には、請求人名に全て「I社」と記載されていることが認められるところ、請求人らは、「I社」との屋号は、A会社らの指示により使用していたにすぎず、実態のないものである旨主張している。

この点、Jは「私は、平成〇年〇月頃まで、D県内で、請求人が社長のE社の従業員として、伐採等の仕事をしていましたが、Fで仕事をするようになった同月以降も、私は、I社に雇われる立場に変わりはありませんでした。私が使っていたチェーンソーやチェーンソーに使用するオイルは、I社のものを使っていた。私とKは、I社（請求人宅）に出勤し、その後、I社の会社（の車）で現場へ向かっていた。」旨述べており、請求人も「現場に行くときには、一度私の住所にJ、Kが集まって、私の自家用車で通勤していた。」旨述べている。これら申述を踏まえると、請求人は、実態としては「I社」を屋号として事業を営んでいたものと捉えられる。

また、Hは、本件災害発生の日である平成〇年〇月〇日に「I社」の代表者として、常時使用労働者数2人と記載した労働保険の保険関係成立届及び請求人を特別加入予定者と記載した労働者災害補償保険特別加入申請書を提出していることが認められるところ、商工会経営指導員Lは、平成〇年〇月〇日付け陳述書において「私は平成〇年〇月、同月〇日の事故前のことですが、Hから労災保険加入について相談を受け、法人化前の『I社』の名称で特別加入の手続きをすることについて助言・説明等をしました。個人事業主の方に労災保険の加入について助言等を行う場合、一般に4月1日は事業年度初日であり、それに合わせて記載することが多くありますので、『I社』の場合にも、同様の記載があります。その後、『I社』は同年〇月〇日付けで法人化し、G会社となりました。」旨述べており、Hも「法人化にあたり、〇月〇日に商工会議所に相談に行きました。法人化後、継続できる事など話していただき、一旦、持ち帰り、再度〇月〇日に商工会議所に行き、手続きをしました。」とその事実を認めている。

上記を併せ勘案すれば、本件災害が発生する前から請求人が実質的な代表者である「I社」が実態として存在しており、本件災害発生後に法人化し、G会社になったものと認められる。したがって、上記主張は採用することができない。

b 専属性の有無

決定書理由に説示のとおり、請求人と会社との関係が本件災害発生前

およそ〇か月程度であったことなどから、専属性があったとの判断は困難である。

ウ そのほか請求人らの主張を踏まえ子細に検討するも、請求人の「労働者性」を補強する要素は見いだせなかった。

(2) 以上のことから、総合的に判断すると、決定書理由に説示のとおり、請求人は労災保険法上の労働者であるとは認められず、請求人の本件災害による本件傷病について同法による保険給付の対象とすることはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。